

寺院墓地において自宗派の典礼によらないことを理由に埋葬を拒絶できるか
(判決例等の紹介)

鈴木龍也

1. 厚生省昭和35年「通達」

「宗教団体がその経営者である場合に、その経営する墓地に他の宗教団体の信者が埋葬又は埋蔵を求めたときに、依頼者が他の宗教団体の信者であることのみを理由としてこの求めを拒むことは、『正当の理由』によるものとはどうも認められない」。しかしながら、ここで言う埋葬・埋蔵には宗教的典礼を含むものではなく、典礼の方式は本条の直接関知しないところである。墓地を経営する宗教団体が埋葬・埋蔵の方式について当該宗派の典礼によるべきことを定めることは許されるから、依頼者が自己の属する宗派の典礼によるべきことを固執しても墓地管理者はそれに応ずる義務はなく、「両者が典礼方式に関する自己の主張を譲らない場合には、結局依頼者としては、いったん行った埋葬又は埋蔵の求めを撤回することを余儀なくされようが、このような事態は、先に述べたように法第13条とは別段の関わりがないと見るべきである」。

2. 山内一夫「信教の自由と異宗徒の求める埋葬」『ジュリスト』267号[1963]

「合意が成立しない限り、埋葬又は焼骨の埋蔵は、宗教的典礼を伴うことなく行われることとならざるを得ないものである」。

3. 津地判昭和38年6月21日下民集14巻6号1183頁

「従来から寺院墓地に先祖の墳墓を所有する者からの埋葬蔵の依頼に対しては寺院墓地管理者は、その者が改宗離檀したことを理由としては原則としてこれを拒むことが出来ない」が、異宗の典礼の施行を条件とする依頼や無典礼で埋葬蔵を行うことを条件とする依頼は拒むことが出来ると判示。

その理由として、改宗離檀した者からあえてする従来の寺院墓地への埋葬蔵の依頼についてはそれだけの負担を負うべきであること、および当該寺院が自派の典礼を当該墓地における埋葬蔵において施行できないとするのは、永年にわたっての慣行を否定することになり、多数の国民の宗教感情を著しく害すること等を挙げている。

4. 前橋地方裁桐生支部判平成7年3月3日判時1543号155頁・東京高判平成8年10月30日判時1586号76頁

妻の葬儀に日蓮正宗の僧侶の関与を拒み、被告寺の住職の読経などをせず同女の遺骨の埋蔵のみをしたい旨の原告の申出を拒絶した寺院に対して、原告が慰謝料の支払いを請求し、認められた事案。

【東京高判平成8年10月30日判時1586号76頁】

「控訴人は、埋葬の際に典礼を受けることは、右規則一条により墓地使用上の負担になっているものと主張するが、この点につき、控訴人代表者は、原審において、埋葬の際の典礼は、本堂に遺骨を安置し、控訴人寺院の住職が本堂で法華経をあげて唱題することであり、日蓮正宗の教義にはないが、通例となっている旨供述している。《証拠略》によれば、日蓮正宗においては埋葬に確定された儀式の形式が定められていないことが認められる（《証拠略》によれば、僧侶の読経が慣行化していることは認められるが、これをもって控訴人による典礼の要求を正当化するものと解することはできない。）。むしろ前記使用規則の文言上は信徒であること、冥加料の支払があること、霊園として使用することのみが要件とされており、控訴人主張のように典礼を受けることが同規則により墓地使用上の負担となっているものとは認定できず、典礼が行われることは事実上の慣行にすぎない。したがって、被控訴人において控訴人が行う典礼を受けることを拒否することをもって、直ちに、控訴人において埋葬を拒否しうるものではない。」

「寺院墓地は宗教法人である仏教各派宗教の寺院の経営する墓地であるから、その使用において、当該寺院の宗教的感情を著しく損なうことは許されない。したがって、例えば離檀改宗した者が、その墓地を使用するに当たっては、少なくともその典礼に従うべきことを要求できるものと解するのが相当であるとしても、被埋蔵者及び埋蔵をしようとする者が信徒であることが当事者間において争いのない本件においては、日蓮正宗を奉じる者が同宗派に属する控訴人寺院の典礼を受けないというにすぎない。このことは控訴人が埋葬を拒否するに足りるほどその宗教的感情を害するものということとはできない。」

5. 仙台高判平成7年11月27日判時1565号115頁

寺院代表者たる住職との間に紛議が生じ、檀家を離れ、当該寺院の典礼によらずに焼骨入骨壺を埋蔵した者らに対して、寺院が、墓地使用権の消滅を理由に墓収去墓地明渡を請求するとともに(棄却)、予備的に墓地管理権の侵害に基づき焼骨入骨壺の収去を請求(棄却)。

「前記のように、寺院墓地についての永代使用権は、当該寺院の宗派、典礼と密接に結び付いているものであり、墓地管理者たる当該寺院は、その墓地に埋葬することを認めるに当って

は、当該宗派の定めに基づく典礼を施行する慣例になっているのであるから、離壇等をした者が、右典礼の施行を受けずに墓地への焼骨の埋蔵を求めてきた場合には、それが寺院の宗教的感情と慣行を損ない、且つ前述の如き檀信徒側の意思が明確になっている限り、原則として、これを拒絶できると解される。しかし、そのことと、すでに埋蔵された焼骨の収去を寺院側が求めることができるか否かは別個の問題であり、前記のように、墓地埋葬法が、墓地管理者に埋葬等を原則的に受け入れるべき義務を課し、公衆衛生その他公共の福祉に合致するように墓地の運営がされるよう規定していること等からすれば、相手方において他に墓地や納骨所等を確保ないし準備しているような場合は別として、右の如く埋蔵を拒絶できる場合であっても、墓地管理者が、すでに埋蔵された焼骨の収去を求めることは、墓地管理者に課された公益的義務に反するものであり、正当な墓地管理権の行使の範囲に含まれるとは解し難い。

また、仮に、墓地管理権に基づき、埋蔵焼骨の収去請求をなしうる場合があるとしても、本件で、被控訴人らが控訴人の典礼によらずして焼骨入骨壺の埋蔵を行ったのは、控訴人と宗教的信条を異にするに至ってその檀家であることから離れたとか、控訴人の寺院慣行を無視したりこれに背いたとかいうものではなく、A住職との寺院経営の姿勢をめぐる確執の過程において、やむを得ずとられた措置であることが明らかであり、このような場合に、控訴人が、被控訴人らの埋蔵した焼骨入骨壺の収去を求めることは権利の濫用に該当するというべきである。」

6. 新潟地判平成11年9月30日判タ1081号283頁・東京高判平成12年5月16日判時1713号53頁・最判平成14年1月22日集民205号175頁

日蓮正宗の信徒で創価学会員であった墓地使用権者が、自己の墓地区画に墓石を設置することを計画し、寺院の代表者（住職）に対し、石材店から示された題目（「妙法蓮華経」の文字）を墓石の正面に刻した墓石を設置したいと申し入れたが、本件墓地に設置する墓石には、被告の住職である同人が書写した題目を刻する必要があるとして承諾を得られなかったため、本件墓地区画に本件墓石を設置する権利を有することの確認等を求め、提訴。

「日蓮正宗が定める典礼の方式によると、墓石に刻する題名は墓地の属する寺院の住職が書写したものであることを要するとされている。他方、被上告人が本件墓石に刻することを希望している前記題目の文字は、日蓮正宗で使用されている「過去帳」に記載された「南無妙法蓮華経」の文字から「南無」の二字を除いて拡大したものであり、上記「南無妙法蓮華経」の文字は、日蓮正宗宗務院の執事であった大村寿道（故人）が書写したものである。」

「なお、原告は、この請求の外に、「甲野家之墓」との家名を刻した墓石を設置する権利を有することの確認を求める請求をしていたところ、上告人は、上告人の住職が書写した墓石でなくても、上記のような墓石ならば設置を認めてもよいとして、第一審の口

頭弁論期日においてこの請求を認諾している。」

【東京高判平成12年5月16日判時1713号53頁】

- ①日蓮正宗の信徒であれば、本件墓地においては、日蓮正宗の典礼施行に従って墓石を設置することが当然予定されており、被控訴人が本件墓地区画に永代使用権を取得した当時、被控訴人は日蓮正宗の信徒としてこれを取得し、本件使用規則に従うことを合意していた。したがって、被控訴人は、「本宗によって祭祀を主宰する」こと、すなわち、日蓮正宗の典礼施行に従って墓石を設置することを合意していたというべきである。この場合、信徒の側が典礼の細部を知らず、その細目が合意されていなくとも、典礼について当該寺院の住職の指導に従うことが合意されていれば、墓石の設置に関する合意としても十分である。
- ②被控訴人が日蓮正宗の信徒でなくなったときには、宗教的典礼に関して右と同様にいうことはできない。
- ③信徒でない者が宗教的典礼に関し信徒であった当時と同様の定めに従う義務があるというためには、そのような合意が必要である。しかし、そのような合意が成立したとの証拠はない。
- ④また、本件墓地内において、信徒でない者も墓石には控訴人の住職の書写した題目を刻印するとの慣習が成立していると認める証拠はない。
- ⑤墓地、埋葬等に関する法律（墓地法）は、当該墓地が寺院墓地である場合も、公共の福祉の観点から、他の宗教に対して一定の宗教的寛容を要請しているというべきである。・・・本件墓地は、控訴人が管理する日蓮正宗の寺院墓地であるから、本件墓地区画に永代使用権を有する被控訴人が、その権利に基づいて墓石を設置する場合であっても、控訴人の宗教活動を阻害したり、その宗教的感情を著しく損なうものであってはならない。・・・これらの苦痛は、主観的には甲乙つけ難いものといわざるをえない。先に挙げた墓地法の精神からすれば、この場合、墓地の使用権者のみこの苦痛を受忍すべきであるといえず、寺院の側にも一定の宗教的寛容が要請されるといわざるをえない。そうであるとすれば、両者の主観面ではなく、客観的な側面から、右のような墓石の設置の可否を判断せざるをえない。
- ⑥本件墓石は、客観的にみる限り、本件墓地内に異形のものを持ち込むものとは解されない。そして、墓地内での寺院以外の他宗派の方式による読経その他の典礼が行われる場合と比較すれば、当該墓地が第三者によって他宗派の墓地と誤認されるおそれも少なく、控訴人にとって実際的な被害が生じるとは考えられない。

*信徒に関して、墓石設置の制限に関する合意の成立についての「ゆるい」審査

*ただし、信徒時代のそのような合意は離壇後は拘束力なし。

*墓石の宗教性についての「あまい」認定

【最判平成14年1月22日集民205号175頁】

- ①いわゆる寺院墓地においては、寺院は、その宗派に応じた典礼の方式を決定し、決定された典礼を施行する自由を有する。したがって、寺院は、墓地使用权を設定する契約に際し、使用权者が当該寺院の宗派の典礼の方式に従って墓石を設置する旨の合意をすることができる。
- ②その合意がされた場合には、たとい、使用权者がその後当該宗派を離脱したとしても、寺院は、当該使用权者からする当該宗派の典礼の方式とは異なる宗教的方式による墓石の設置の求めを、上記合意に反するものとして拒むことができるものと解するのが相当。
- ③被上告人は、本件墓地区画の永代使用权を取得するに当たり、日蓮正宗の定める典礼の方式に従って墓石を設置することに合意したものであるところ、日蓮正宗が定める典礼の方式によると、墓石に刻する題目は当該墓地が属する寺院の住職が書写したものであることを要するとされている。
- ④被上告人が設置を求める本件墓石の題目は上告人の住職が書写したものではなく、また、本件墓石は宗教的方式によらないものとはいえないから、題目が外形上は上告人の住職の書写したものと類似していたとしても、本件墓石は日蓮正宗の定める典礼の方式とは異なる宗教的方式によるものであることが明らか

*寺院墓地において、離壇した土地使用权者に対して、当該寺院とは異なる宗派の典礼による埋葬を拒めるかという問題について、①寺院の宗派の方式の典礼によることを求めることができるとするもの、②異なる宗派の方式の典礼を拒絶できるが自派の典礼によることを求めることはできないとするもの、③異なる宗派の典礼によることを拒めないとするものの3説あるとされ、この判決は③を明確に排除するが、①説を採用か②説を採用かは示していないものと理解されている。しかし、ゴシック部分に注目するなら、②説を採用とみていいのではないか

*信徒の際の典礼についての合意を基礎に、その者の離壇後における異宗派の典礼による埋葬の求めの拒絶を認める。それにもかかわらず自宗派の典礼の強制は認めない？

*上告人が家名の刻印の墓石の設置を認諾していることも影響しているか？

*この判決の射程を典礼一般に広げていいか？

*墓石の刻印の宗教性の判断は是認できるか？

*合意の成立について最高裁は高裁の「ゆるい」認定を継承したうえで、その合意が離壇後には継承されないとする高裁の論理の弱い部分について、合意の拘束力の射程を広げた。しかし、具体的な本件墓地の状況を前提にするとかなり問題（約款論的に考えても問題か）。墓地使用权者の信教の自由への配慮の薄さと現在の檀家制度への無批判さが、「ゆるい」基準により成立の認定がなされた合意の離壇後の関係への貫徹という結論を導いたようにも思われる。

7. 宇都宮地判平成24年2月15日判時2154号93頁

浄土真宗に属する寺院の墓地につき、寺院が、異なる宗派（創価学会）の墓地使用権承継者による遺骨の埋蔵を拒絶したのに対し、当該墓地使用権者が、寺院墓地内の区画の墓地使用権に基づく妨害排除請求権として、無典礼の方式による原告の妻の遺骨の埋蔵の妨害禁止を求めるとともに（認容）、遺骨の埋蔵を被告に拒絶されたことによる人格権侵害の不法行為に基づく慰謝料を請求(棄却)。

「上記認定事実によれば、本件墓地は寺院墓地であり、その墓のほとんどは被告の宗派である浄土真宗本願寺派の典礼に従い使用されてきたことが認められ、原告の妻の祖先である二郎が被告との間で本件墓地使用権の設定を合意するに当たっても、被告の定める典礼の方式に従い墓地を使用するとの黙示の合意が成立したものと認めるのが相当である。

しかしながら、本件墓地使用権を承継した者が異なる宗派となった場合にまで上記の黙示の合意の拘束力が及ぶかどうかについて、これを定めた墓地使用規則はなく、また、その場合にも被告の典礼の方式に従うとの慣行があったことを認めることもできない。かえって、乙山住職が被告の住職となる前は、いくつかの異宗派の者が、その宗派の定める典礼の方式により本件墓地内に墓石を設置し、遺骨を埋蔵していても、被告が寺として異議を述べた事情は認められない。そして、原告も、浄土真宗本願寺派とは異なる題目の墓石を設置し、法名の授与を受けずに遺骨を埋蔵していたものである。

以上によれば、上記の黙示の合意の解釈として、本件墓地使用権を承継した者が異なる宗派となった場合に、その者に対し被告の属する浄土真宗本願寺派の典礼の方式に従うことを求める効力があるとするのは困難であり、その者が浄土真宗本願寺派とは異なる宗派の典礼の方式を行うことを被告が拒絶できるにすぎないと解するのが相当である。

そうであるとすれば、原告が被告とは異なる宗派であるとしても、それ自体が直ちに被告が原告による遺骨の埋蔵を拒絶する正当の理由となるものではないことはもちろん、原告が、被告の典礼の方式に従わず、又は被告の典礼の方式に従うが墓地管理料以外の典礼に伴う布施等の金員の出捐を拒否することが、上記黙示の合意に違反するものではなく、墓地使用権の行使として無典礼の方式による遺骨の埋蔵を求めることも、上記黙示の合意に抵触するものではない。」